

東久留米市立図書館資料除籍基準

平成30年4月1日全部改正

東久留米市立図書館の資料の除籍について、必要な事項を定める。

(目的)

- 1 適切な資料の更新を行い、市民の利用促進及び読書意欲の向上を図るため
- 2 資料の効率的な運用及び適切な蔵書管理のため
- 3 東久留米市立図書館の蔵書構成の質的向上を図るため

(対象)

- 1 汚損・破損資料
 - ・汚損や破損が著しく、補修・修理が困難もしくはその必要性がないと認められるもの
- 2 不用資料
 - ・時間の経過により内容が古くなり、資料価値を失ったもの
 - ・買い替えにより不用になったもの
 - ・複本や類書があり、利用が著しく低下したもの
 - ・保存期間が定められており、その保存期間を過ぎたもの
- 3 亡失資料
 - ・火災などやむを得ない事情により利用者が紛失し、その事実が確認されたもの
 - ・蔵書点検により所在不明の事実が確認され、その後5年が経過したもの
 - ・利用者が所在不明等の理由で回収不能となったもの及び督促しても利用者から返却されない未返却資料で、返却予定日より5年が経過したもの
 - ・利用者が紛失し、弁償が完了または特に弁償を免責されたもの

(その他)

この基準に定めるほか、図書館資料の除籍に必要な事項は館長が定める。